

# 災害時要援護者支援マニュアル

平成19年7月

【第三次改訂版】



石 狩 市

## 目 次

はじめに	1
基本方針	1
地域で支える防災まちづくり	
第1章 災害時要援護者の家庭内での防災対策	2
第1節 こんなことから始めよう	2
1 非常持ち出し品の準備	2
2 住まいの安全な環境づくり	2
第2節 災害時に身の安全を守るために	3
1 目の不自由な方のために	3
2 耳の不自由な方のために	3
3 音声言語障がいの方のために	4
4 肢体の不自由な方のために	4
5 内部障がいや病気の方のために	4
6 判断能力が不十分な方を守るために	5
7 高齢や病気により介護の必要な方のために	5
8 一人暮らしの高齢者の方のために	5
第3節 安全な避難方法	6
地域でつくる安心ネットワーク	
第2章 自力避難が困難な方への支援体制の確立	7
第1節 安心して暮らせる福祉社会を目指して	7
1 目的	7
2 阪神・淡路大震災の教訓	7
第2節 地域でつくる安心ネットワーク	8
1 制度の概要	8
災害時における安否確認等の実施フロー図	9
災害時における要救援者登録申請書	10

2	災害時に救援を希望される方の範囲（要救援対象者）	11
3	災害時の安否確認等の実施	11
4	平常時の安否確認	12
5	災害時における関係機関の役割	13
6	災害時等における要救援者登録申請書の受付	14
7	要救援者登録名簿の作成等	14
8	要救援者登録名簿の管理	15
9	要救援登録者の責務	15
	避難所一覧（石狩 厚田 浜益）	16～18

# 災害時要援護者支援防災マニュアル

## 【はじめに】

石狩市は、石狩平野の西端、石狩川下流に位置し、市の南部を石狩川が貫流して日本海に注いでいるほか、茨戸川・厚田川・浜益川など大小河川が市内を流れている。恵まれた自然環境にある一方で、これらが災害因子となっていることは、1834年の石狩地震や石狩川が手厳しく襲いかかった過去の歴史が私ども石狩市民に知らしめています。

「災害は忘れた頃にやってくる」の格言は極めて説得力があり、自然に対する脅威の意識をもつことが防災の原点であることは昔も今も変わらないところです。加えて近年の社会構造の改革や花川地区への人口密集、石狩湾新港地域における危険物施設の集中は、新しい視点での防災対策のレベルアップを必要としています。

特に石狩市として気にかかることは、1834年以来久しく活動していない空白域とも言える石狩湾沖の地震です。

地震は時として大災害をもたらし、嘗々と築きあげてきたこの石狩の地と市民の生命財産を一瞬にして失いかねず、これに対応するために「災害に強いまちづくり」と日頃からの取り組みが必要です。

防災対策の基本は、市民一人ひとりの災害に対する意識の高揚が何よりも大切なことであり、「自主防災組織」の充実を図る一方、要援護者に対するきめ細かな対応も極めて重要なことです。

このようなことから、特に災害発生時に自力避難が困難な方を対象とした「安否確認実施マニュアル」を作成し、安心の提供と地域の理解と協力による防災力の充実強化を目指します。

## 【基本方針】

大地震が発生し広域的な災害が発生した場合、公的支援活動に制約があることから、要援護者に対する支援活動が、地域の特性を活かして的確かつ迅速に実施できるよう、防災関係機関はもとより町内会及び自治会や各種福祉関係団体などの諸団体と連携し、福祉的支援とともに自力避難が困難な方の安否確認など地域が主体となった取り組みを目指します。

# 地域で支える防災まちづくり

## 第1章 自力避難困難な方の家庭内での防災対策

### 第1節 こんなことから始めよう

障がい者や高齢者のみならずすべての市民は、地震や風水害などの自然災害によって、危険にさらされることがあります。

その時に、「何ができたか」、「何ができていたか」、また「地域の防災力」によって生死がわかれ、被害の程度も大きく変わります。

不意に襲ってくる災害から身の安全を守るためには、自力での避難が困難な家庭での日ごろからの備えが何よりも大切です。

#### 1 非常持ち出し品の準備

次の例を参考にして非常持ち出し品を用意し、非常持ち出し袋に入れておきましょう。

- ・現金（小銭も忘れずに）
- ・通帳など（障害者手帳、健康保険証、運転免許証のコピーも）
- ・非常用食料（賞味期限に注意し、定期的に交換を）
- ・飲料水（1人3ℓ/日が目安です）
- ・救急用品（常備薬を忘れずに）
- ・衣類（季節ごとに入れ替えましょう）
- ・生活用品（洗面具やタオルなど）
- ・筆記用具（鉛筆やメモなど）
- ・携帯ラジオ（乾電池は定期的に入れ替えましょう）
- ・懐中電灯（乾電池は定期的に入れ替えましょう）
- ・緊急防災連絡票
- ・燃料（キャンプ用のものが便利です）

#### 2 住まいの安全な環境づくり

地震の時は、身の安全を最優先に行動することが大切です。けがをすると、火の始末や避難ができなくなります。

そのためにも、住まいの安全な環境づくりが必要です。自分の家族だけで困難なときは近所の人などに声をかけ、協力を求めましょう。

- (1) 家具が転倒したり、移動しないように、器具などで固定しましょう。
- (2) 落下物の防止に心がけましょう。

テレビや花瓶などの重い物は、高いところに置かないようにしましょう。

- 照明器具や額縁などが落下しないよう、点検しておきましょう。
- (3) 割れたガラスでけがをしないように、飛散防止に努めましょう。  
窓や食器棚のガラスには、飛散防止フィルム（テープ）などを張りましょう。
- 寝室の窓には、厚手のカーテンを引いておくのが効果的です。
- (4) 寝室には、特に安全な空間を確保しましょう。  
できるだけ家具を置かないように、また、家具の近くで寝ないようにしましょう。
- 枕元には、懐中電灯やラジオを備えておきましょう。
- (5) 家族の中で、役割などを決めておきましょう。  
家庭や介護者の不在の対応にも、隣近所の協力を得ましょう。
- (6) 出口に障害となる物を置かないようにしましょう。
- (7) 塀のひび割れやぐらつきを点検し、見つければ補強しましょう。

## 第2節 災害時に身の安全を守るために

### 1 目の不自由な方のために

普段は問題なく生活している場所でも、災害によって安全に行動できなくなります。

その結果、危険を回避することが困難となることから、周りの人の協力がとても大切です。

#### (1) 自分の身を守るために

日ごろから近所の人とコミュニケーションをとり、災害時の援助をお願いしておきましょう。また、災害時の合図（笛など）も決めておきましょう。

外出時に災害が発生したときは、周りの人に目の不自由なことを伝え、援助をお願いしましょう。

#### (2) 目の不自由な方を守るために

まず、声をかけ、どんなお手伝いができるかを尋ねましょう。

誘導する際は、ひじをつかんでもらい、階段などの段差に気を配り、ゆっくり歩きましょう。

災害の状況や必要な情報を伝え、安心感を持ってもらいましょう。

行き先や方向などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

### 2 耳の不自由な方のために

音からの情報判断が困難となり、テレビやラジオ、電話での情報収集が難しく、適切な行動と状況の認識が不十分となります。周りの人が協力して安全な行動を支援することが大切です。

#### (1) 自分の身を守るために

外出時は、筆談のため常にメモと筆記用具を携帯しましょう。

重要な情報は音声によるものが多いため、筆談などで積極的に情報収集に努めましょう。

(2) 耳の不自由な方を守るために

音声による情報が伝わりにくいため、筆談や手話、身振りなどで適切な情報を提供しましょう。

口の動きで言葉を理解できることもあります。できるだけ大きく口を開けて話しかけましょう。

電話回線が機能しているときは、FAX やインターネットなども情報提供の手段に活用しましょう。

### 3 音声言語障がいの方のために

助けを求めるなど、自分の状況を伝えることが困難となりますので、周りの人の援助が最も大切です。

(1) 自分の身を守るために

状況により、筆談も効果的な場合があります。メモや筆記具の携帯に心がけましょう。

(2) 音声言語障がいの方を守るために

相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけましょう。

メモなどを活用して情報の提供に努めましょう。

### 4 肢体の不自由な方のために

自力で災害に対応する行動が制限されることもあり、周りの人の援助が大切です。

(1) 自分の身を守るために

車いすや歩行補助具など避難時に必要なものは、すぐに使える場所におきましょう。

災害が起きても車いすの通行に支障のないよう、通路の確保に心がけましょう。

(2) 肢体の不自由な方を守るために

肢体の不自由な方には進んで声をかけ、適切な情報提供と支援に努めましょう。

行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

### 5 内部障がいや病気の方のために

災害の状況によっては、通院することが困難な場合もあります。人工透析やインシュリン注射など、時間的な課題も考慮に入れて日ごろから対処方法を検討しておく必要があります。

(1) 自分の身を守るために

かかり付けの医師から、災害時や通院できない時の対処を確認しておきま

しょう。

本人や家族の方は、緊急時の医療機関の連絡先を控えておきましょう。

(2) 内部障がいや病気の方を守るために

緊急時の医療機関に連絡するなど、その後の対応にも協力しましょう。

**6 判断能力が不十分な方を守るために**

災害の発生による環境等の変化によって、精神的な動揺が高まることがあります。恐怖感を与えないように周りの人は、絶えず言葉をかけることが大切です。

(1) 自分の身を守るために

日ごろから服用している薬は、医師と相談のうえ備えておきましょう。

隣近所に、万一の場合の協力についてお願いしておきましょう。

(2) 判断能力が不十分な方を守るために

精神的な動揺を極力和らげてあげるように、安心できる言葉をかけ続けましょう。

避難するときは、行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

**7 高齢や病気により介護の必要な方のために**

高齢者は、年齢とともに行動機能が衰え、また病気なども伴って、災害時の適切な対応が困難となります。

(1) 自分の身を守るために

日ごろから家族の方と隣近所の方とのふれあいを通して、万一の対応など協力を依頼しておきましょう。

常備薬や緊急時の措置（通院ができない場合など）について、あらかじめ医師と相談しておきましょう。

寝たきりの方については、家族だけでの対応が困難となります。隣近所の協力をお願いしましょう。

(2) 高齢や病気により介護が必要な方を守るために

寝たきりの方の避難には、担架などを活用する必要があります。できれば準備しておきましょう。簡易担架の作り方も覚えておくと役立ちます。

**8 一人暮らしの高齢者の方のために**

災害に備えた生活空間の安全対策（家具等の転倒、落下防止など）が不十分であったり、隣近所との付き合いが少ないため、災害情報の伝達、適切な行動や支援の機会を逸してしまう恐れがあります。

(1) 自分の身を守るために

隣近所とのコミュニケーションを密にして、災害時の緊急情報の提供などの協力をお願いしておきましょう

緊急時の連絡先など、必要な事項は「わが家の防災メモ」（防災マップ）に記載し、携帯しましょう。



(2) 一人暮らしの高齢者の方を守るために

常日ごろから隣近所のふれあいが大切であり、見守りあえる関係を培いましょう。

いざと言う時のために、地域の高齢者クラブ等への入会など、社会参加を積極的に呼びかけましょう。

### 第3節 安全な避難方法

石狩市災害対策本部は、人命被害の軽減を図るため、地震や風水害など大規模な災害が発生した場合、危険区域内の市民に対して避難勧告又は指示を行います。

#### 《避難をするときの注意事項》

避難するときは、火の元の確認とブレーカーを切りましょう。

持ち出し荷物は極力少なくしましょう。

近所の方々の協力を得て、集団で避難しましょう。

外出中の家族にはメモを残しましょう。

# 地域でつくる安心ネットワーク

## 第2章 自力避難が困難な方への支援体制の確立

### 第1節 安心して暮らせる福祉社会を目指して

#### 1 目的

災害発生直後から、住民は不安な気持ちを抱きながら最寄りの避難場所に避難します。

このような混乱の中で要援護者が避難するときは、周りの人たちの協力がなければ迅速な避難が困難となります。

要援護者が安心して暮らせる環境は、頼れる人がいることや、助けに駆けつけてくれる人、いざというとき適切な情報を提供してくれる人が身近にいることです。

このようなことから、防災関係機関と地域の自主防災組織等とが互いに連携を図りながら、要援護者が安心して暮らせる福祉社会を目指して、災害時において自力避難が困難な方のための「地域でつくる安心ネットワーク」を構築していきます。

#### 2 阪神・淡路大震災の教訓

平成7年1月17日の未明、突然の直下型地震が阪神・淡路地区を襲い、要援護者の方々は、大きな揺れを感じたものの、周りの状況をつかむことができず、情報の空白域地帯に長い時間滞在せざるを得ませんでした。

目の不自由な方や肢体の不自由な方は、点字ブロックの寸断や、路上のガレキの山にも阻まれ、一人で避難することができませんでした。

今回の地震で、被災直後、外部からの救援がくるまでは、隣近所や自主防災組織等の地域での協力体制が重要であることを示しています。

とりわけ、震災情報の提供や避難誘導の際、隣近所で声をかけあうなどの行為が、人的被害を最小限におさえる防災上の重要なポイントとなります。

このようなことから、要援護者の方々とともに生きる地域社会の実現を目指し、自力避難が困難な方への支援体制づくりが必要です。

## 第2節 地域でつくる安心ネットワーク

### 1 制度の概要

災害が発生した場合、私たちはパニック状態になります。そんな時、私たちは自分の身の安全を守らなければなりません、もっと厳しい状況で自分を守らなければならない人たちがいます。

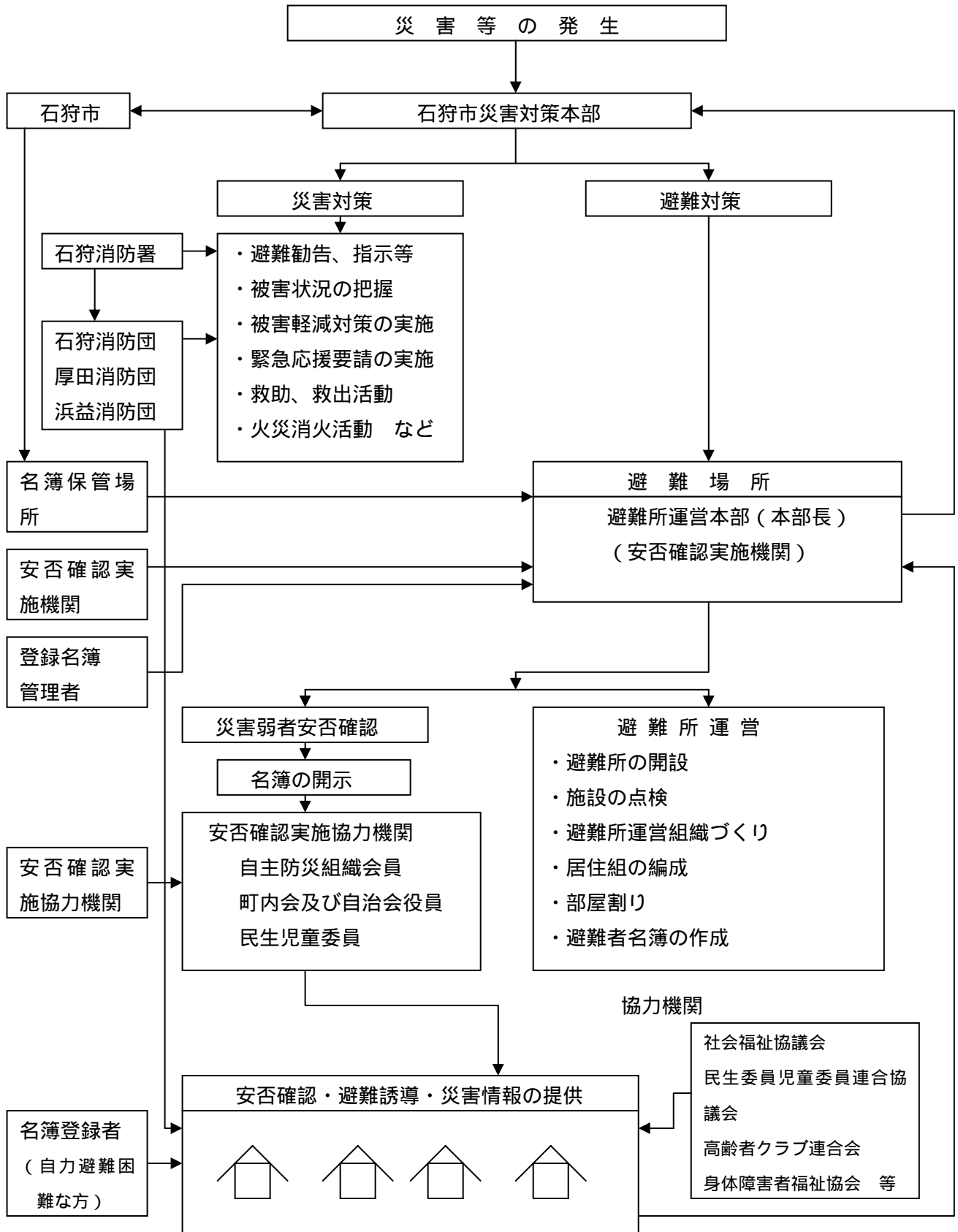
特に、自力で避難が困難な方々には、行政機関はもとより地域住民による支援活動が不可欠です。

石狩市では、地域の方々の協力を得て、災害発生時に自力での避難が困難な方々の安否確認や避難誘導のほか平常時における安否確認（例えば長期の不在により町内会長及び自治会長が安否確認の必要があると判断した場合に、緊急時の連絡先に連絡する等）（以下「災害時等における安否確認」という。）や防災訓練を実施する制度の確立を推進します。

この制度は、市内在住の方で災害時等における安否確認を希望する方々から事前に登録申請（災害時における要救援者登録申請書12ページ参照）を受け、市が支援に必要な情報を登録したうえで、あらかじめ各避難所運営本部（避難所が開設されたときに各町内会及び自治会等の合議体で作る運営本部（以下「避難所運営本部」という。）、各町内会及び自治会（会長・副会長・防災、福祉担当役員・自主防災組織等の避難誘導班）、民生委員児童委員及び石狩消防署に提供し、いざというときに備えるものです。

なお、制度の運用の概要は、次ページの「災害時における安否確認等の実施フロー図」を参照してください。

災害時における安否確認等の実施フロー図



# 災害時等における要救援者登録申請書

受付印

石狩市長 田 岡 克 介 様

本人又は保護（介護）者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

石狩市において災害発生時や平常時において、私どもの安否確認や災害情報などの提供をいただくため、下記事項の登録を申請いたします。（緊急時の連絡先は1名様の記入でも構いません。）

記

項 目	届 け 出 る 事 項			
安否確認を 必要とする本人の	ふりがな 氏 名			性 別 男・女
"	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	( 歳)
"	住 所	石狩市		
"	電 話 番 号	電 話	FAX	
"	町内会名及び自治会名	町内会及び自治会		

項 目	届 け 出 る 事 項			
第一次 緊急時の連絡先の	ふりがな 氏 名			本人との続柄
"	住 所			
"	電 話 番 号	電 話	FAX	

(注)なるべく同居以外の方をご記入ください。

項 目	届 け 出 る 事 項			
第二次 緊急時の連絡先の	ふりがな 氏 名			本人との続柄
"	住 所			
"	電 話 番 号	電 話	FAX	

救援活動を円滑に進めるための参考に、身体の状況などを記入してください。例えば、「足が不自由なため外出できない」など。

登録した個人情報、住民基本台帳及び外国人登録原票との照合を承諾するとともに、災害に備えて事前に石狩北部地区消防事務組合石狩消防署、各避難所運営本部（各町内会長及び自治会長）、各町内会及び自治会の役員（会長・副会長・防災、福祉担当役員・自主防災組織等の避難誘導班）及び民生委員児童委員に提供し、災害発生時の安否確認のほか防災訓練や平常時における安否確認（長期不在等により町内会長及び自治会長が安否確認の必要があると判断した場合に緊急時の連絡先に連絡する等）に活用されることに同意するとともに、上記緊急時の連絡先の者の同意も得ていることを申し添えます。

本人氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

( 必ず氏名を記入し押印してください)

## 2 災害時等に救援を希望される方の範囲（要救援対象者）

高齢者や障がい者の方々をはじめ災害時等における安否確認を希望される市内在住の方は誰でも要救援対象者として登録ができます。

## 3 災害時の安否確認等の実施

災害時に、各避難場所に避難所運営本部を設置し、事前に災害時等における要救援者登録申請書に基づいて作成した名簿によって、「安否確認実施協力機関」（町内会及び自治会役員、自主防組織会員、民生委員児童委員）が安否確認などを実施します。

安否情報は、各地区の避難所運営本部で集約し、避難所単位で取りまとめ、防災行政無線（各学校等に設置予定）又は携帯電話を利用して石狩市災害対策本部に連絡を行います。

ただし、避難所に防災行政無線が設置されておらず、かつ携帯電話が不通の場合は、防災行政無線等設置場所（別表1）まで駆け込むこととします。

別表1

防災行政無線設置場所	呼出番号
八幡小学校	ぼうさい石狩八幡小学校
花川南浄水場	ぼうさい石狩浄水場
石狩中学校	ぼうさい石狩中学校
南線小学校	ぼうさい石狩200
若葉小学校	ぼうさい石狩201
紅南小学校	ぼうさい石狩202
花川南小学校	ぼうさい石狩203
石狩南高等学校	ぼうさい石狩204
八幡コミュニティセンター	ぼうさい石狩205
花川小学校	ぼうさい石狩206
紅葉山小学校	ぼうさい石狩207
花川南中学校	ぼうさい石狩208
高岡ふれあい研修センター	ぼうさい石狩209
八幡小学校	ぼうさい石狩210
花川北中学校	ぼうさい石狩211
石狩小学校	ぼうさい石狩212
石狩中学校	ぼうさい石狩213
緑ヶ原会館	ぼうさい石狩214
花川中学校	ぼうさい石狩215
樽川中学校	ぼうさい石狩216
生振小学校	ぼうさい石狩217
石狩翔陽高校	ぼうさい石狩218

緑苑台小学校	ぼうさい石狩 2 1 9
花川南コミュニティセンター	ぼうさい石狩 2 2 0
北生振研修センター	ぼうさい石狩 2 2 1
厚田支所	ぼうさいあつた
浜益支所	ぼうさいはまます

なお、防災行政無線が被害を受け、使用不能の事態が生じたときは、石狩消防団に設置している同無線を使用し、石狩消防署を經由して石狩市災害対策本部へ連絡します。

消防無線設置場所	呼出番号
石狩消防署	石狩消防（消防署員常駐）
石狩消防署親船支署	親船（消防署員常駐）
石狩消防団第 1 分団第 1 部	石狩第 1 分団第 1 部
石狩消防団第 1 分団第 2 部	石狩第 1 分団第 1 部
石狩消防団第 3 分団	石狩第 3 分団
石狩消防団第 4 分団	石狩第 4 分団
石狩消防団第 5 分団	石狩 5 0 5（陸上移動局）
石狩消防団第 6 分団	石狩第 6 分団
石狩消防団第 7 分団	石狩第 7 分団
石狩消防団第 8 分団	石狩第 8 分団
厚田消防団厚田分団	厚田分団
厚田消防団古潭分団	古潭分団
厚田消防団望来分団	望来分団
厚田消防団聚富分団	聚富分団
厚田消防団発足分団	発足分団
浜益消防団浜益分団	浜益分団
浜益消防団群別分団	群別分団
浜益消防団幌分団	幌分団
浜益消防団幌分団床丹	幌分団床丹
浜益消防団幌分団千代志別	幌分団千代志別
浜益消防団柏木分団	柏木分団
浜益消防団毘砂別分団	毘砂別分団
浜益消防団濃昼分団	濃昼分団
浜益消防団濃昼分団送毛	濃昼分団送毛
浜益消防団実田分団	実田分団
浜益消防団実田分団御料地	実田分団御料地

#### 4 平常時の安否確認

平常時の生活において、近隣の住家が長期不在のため町内会長及び自治会長が安否確認の必要があると判断した場合に、緊急時の連絡先に連絡し安否についての確認をします。

#### 5 災害時における関係機関の役割

##### (1) 石狩市（災害対策本部）

災害時には、石狩市地域防災計画に基づき石狩市災害対策本部を設置し、被害状況の把握にあたりるとともに、防災関係機関との連携による被害の拡大防止対策や救助・救出活動などを実施する一方、知人の消息を求める問い合わせにも安否情報の提供を行います。

##### (2) 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署

災害の防除、警戒、鎮圧にあたりるとともに、要救助被災者の救助・救出活動を実施し、負傷者の救急搬送などを行います。

##### (3) 石狩北部地区消防事務組合石狩消防団、厚田消防団、浜益消防団

災害の防除、警戒、鎮圧にあたりるとともに、日ごろの防災活動を生かした要救助被災者の救助・救出活動などを行います。

##### (4) 避難所運営本部

石狩市災害対策本部の指示により、町内会長及び自治会長や自主防災組織会長等を本部長とする避難所運営本部を各避難場所内に直ちに設置し、次の任務にあたります。

なお、地区の情報や災害の規模などに応じて、本部長は本部員の増強を図ります。

効率的な安否確認の実施に関すること。

安否確認実施協力機関に対する適切な情報提供（要救援者登録名簿の提供を含む。）に関すること。

安否情報等の集約及び石狩市災害対策本部への報告に関すること。

要援護者に対する災害情報の提供に関すること。

石狩市災害対策本部や防災関係機関への情報提供に関すること。

##### (5) 要救援者登録名簿の管理

###### (ア) 避難所運営本部

避難所運営本部長は要救援者登録名簿管理者として、平常時には各避難場所に備え付けの保管庫内の要救援者登録名簿を適正に管理し、地域における防災訓練などに活用するほか、災害時には、避難所運営本部長が指名した要救援者登録名簿取扱者に、効果的な安否確認が実施できるよう、当該名簿を取り扱わせることとします。

###### (イ) 各町内会及び自治会

各町内会及び自治会へ提供する要救援者登録名簿は、町内会長、自治会長、副会長、防災・福祉担当役員に対して原本複写したものを提供し、次の事項を遵守することとします。

ただし、町内会長及び自治会長以外の役員については、希望する場合に



提供することとします。

提供のあった要救援者登録名簿は、目的以外に使用しないこと。

提供のあった要救援者登録名簿の複写は行わないこと。

更新により旧版となった要救援者登録名簿は、市へ返却すること。

要救援者登録名簿の第三者に対する閲覧は厳禁とし、個人情報の保護に努めること。

(6) 安否確認実施協力機関

各町内会及び自治会の役員や自主防災組織等の避難誘導班は、地域の要救援者名簿に基づいて個別に安否確認を行い、その結果を避難所運営本部に報告します。

なお、地域の実情や災害の発生状況により、必要に応じて安否確認実施協力機関の増強を図ります。

(7) 社会福祉協議会

災害発生時には、さまざまな分野において防災ボランティアの協力が必要となります。石狩市社会福祉協議会は、被災者のニーズに応じて円滑に活動できるように、りんくるに災害ボランティアセンターを設置し、その受入れ・運営を行います。

また、社会福祉協議会は、石狩市災害対策本部との協議・調整を図ります。

(8) 民生委員児童委員連合協議会

民生委員法及び児童福祉法に定める民生委員児童委員は、災害発生時に、地区において設置される安否確認実施協力機関の一員として、同法に定める日ごろの職務経験を生かし、安否確認等に必要な情報の提供を行います。

(9) 高齢者クラブ連合会

高齢者クラブ組織を有する地区においては、日ごろのコミュニケーションを通して得た情報を、地区において設置する地区避難所運営本部に提供するとともに、安否確認実施協力機関にも協力をします。

(10) 小地域社協

小地域社協委員は、日頃の地域活動を通して得た情報を、地区において設置する地区避難所運営本部に提供するとともに、安否確認実施協力機関にも協力します。

(11) 身体障害者福祉協会

災害発生時に、地区において設置される地区避難所運営本部に対して、身体障害者福祉協議会等の会員は、平常時のネットワークを活用して得られた安否情報等を直ちに提供し、福祉的支援の面からも助言、協力等を行います。

## 6 災害時等における要救援者登録申請書の受付

(1) 制度の周知方法

制度発足時

広報誌、ホームページに掲載するとともに、福祉業務実施時等において市民への周知を進める。

制度発足後

転入者など、制度発足後の新規登録など通常時の受付は、各種福祉事業の申請時や諸手続きの機会を捉えて、登録を呼びかけます。

## **7 要救援者登録名簿の作成等**

石狩市は、要救援者登録申請書を基に要救援者登録名簿を作成します。

この名簿は、災害時等における安否確認に使用する貴重な情報なので、事前に避難所運営本部、各町内会長及び自治会長、民生委員児童委員及び石狩消防署に提供し災害等に備えます

## **8 要救援者登録名簿の管理**

石狩市と石狩消防署は、個人情報保護条例等に基づき管理し、石狩市は定期的（年2回）に名簿の更新を行う。

## **9 要救援登録者の責務**

登録した内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

避難所一覧 石狩市（屋内）

	名 称	所 在 地	電 話
1	石狩小学校	横町 39	62 - 5135
2	石狩中学校	志美 293 - 31	62 - 5004
3	八幡コミュニティセンター	八幡 2 丁目 332 - 12	66 - 4261
4	八幡小学校	八幡 4 丁目 167	66 - 3009
5	高岡ふれあい研修センター	八幡町高岡 28 - 5	66 - 3358
6	公民館美登位分館	美登位 694 - 1	66 - 3672
7	美登位創作の家	美登位 694 - 1	66 - 3671
8	北生振ふれあい研修センター	生振 200 - 2	66 - 3643
9	生振小学校	生振 375 - 1	64 - 2018
10	生振ふれあい研修センター	生振 793 - 5	64 - 1994
11	B & G 海洋センター	花畔 337 - 4	64 - 6010
12	花川小学校	花畔 1 条 1 丁目 7	64 - 5316
13	花川中学校	花川北 4 条 1 丁目 2 - 1	74 - 2032
14	緑苑台小学校	緑苑台中央 3 丁目 603	76 1990
15	石狩翔陽高等学校	花川東 128 - 31	74 5771
16	若葉小学校	花川北 4 条 3 丁目 1	74 0494
17	紅葉山小学校	花川北 3 条 3 丁目 1	74 6656
18	花川北コミュニティセンター	花川北 3 条 2 丁目 198 - 1	74 6525
19	花川北中学校	花川北 3 条 4 丁目 130	74 5957
20	紅南小学校	花川北 1 条 6 丁目 1	74 0318
21	南 線 小 学 校	花川南 3 条 1 丁目 18	73 - 2042
22	花 川 南 小 学 校	花川南 6 条 5 丁目 1	73 - 1924
23	花 川 南 中 学 校	花川南 9 条 4 丁目 94	73 - 6104
24	花川南コミュニティセンター	花川南 6 条 5 丁目 27-2	73 - 5300
25	樽川中学校	樽川 6 条 3 丁目 600	74 - 2352
26	石狩南高等学校	花川南 8 条 5 丁目 1	73 - 4181
27	緑ヶ原会館	緑ヶ原 1 丁目 174	66 - 4061

石狩市（屋外）

	名 称	所 在 地	電 話
28	青 葉 公 園	新港南 3 丁目 706	64 - 0555
29	石 狩 市 ス ポ ー ツ 広 場	花畔 337 - 3	64 - 0554

30	若葉公園	花川北4条3丁目2	無
31	紅葉山公園	花川北2条3丁目210	74 - 7417
32	紅南公園	花川北1条6丁目2-1	無
33	花川南公園	花川南6条5丁目94	73 - 6917
34	紅葉山南公園	緑苑台中央3丁目601	無

厚田区（屋内）

	名 称	所 在 地	電 話
35	聚富小中学校	厚田区聚富256-8	66 - 3171
36	望来小学校	厚田区望来105-9	77 - 2220
37	古潭会館	厚田区古潭40-2	78 - 2259
38	発足会館	厚田区発足292-2	78 - 2843
39	厚田総合センター	厚田区厚田45-5	78 - 2350

厚田区（屋外）

	名 称	所 在 地	電 話
40	聚富会館	厚田区聚富126-11	66 - 3251
41	望来神社裏山（高台）	厚田区望来87-2	
42	嶺泊高台	厚田区嶺泊67-3	
43	古潭神社前（高台）	厚田区古潭50-3	
44	石狩市在宅介護支援センター厚田	厚田区別狩98-1	
45	正眼寺前（高台）	厚田区別狩17-7	
46	特別養護老人ホーム前庭	厚田区厚田189-1	
47	田沢宅北高台	国道用地	

浜益区（屋内）

	名 称	所 在 地	電 話
48	雄冬自然体験館	増毛郡増毛町雄冬218番地	0164-55-2004
49	千代志別会館	浜益区千代志別55-6	79 - 2382
50	床丹会館	浜益区床丹686-1	79 - 2984
51	幌会館	浜益区幌21-2	79 - 2238

52	群 別 自 治 会 館	浜益区群別 596-1	79 - 2906
53	浜 益 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	浜益区群別 1-41	79 - 3615
54	浜益コミュニティセンター(きらり)	浜益区浜益 630-1	79 - 5566
55	浜 益 中 学 校	浜益区川下 162-2	79 - 2046
56	浜 益 小 学 校	浜益区柏木 1-17	79 - 3124
57	実 田 会 館	浜益区実田 129-2	79 - 2977
58	御 料 地 会 館	浜益区御料地 554-3	79 - 2976
59	毘 砂 別 会 館	浜益区毘砂別 35-4	79 - 2080
60	送 毛 会 館	浜益区送毛 37-3	79 - 3281
61	濃 昼 会 館	浜益区濃昼 21-11	79 - 3197

浜益区(屋外)

	名 称	所 在 地	電 話
62	雄 冬 自 然 体 験 館	増毛郡増毛町雄冬 2 1 8 番地	0164-55-2004
63	旧千代志別小学校グラウンド	浜益区千代志別 591-1	
64	旧床丹小学校グラウンド	浜益区床丹 435-1	
65	旧幌中学校グラウンド	浜益区幌 161	
66	旧母と子の家広場	浜益区群別 596-13	
67	道立浜益高等学校グラウンド	浜益区浜益 32-3	
68	浜益中学校グラウンド	浜益区川下 141-8	
69	浜益小学校グラウンド	浜益区柏木 1-17	
70	実田会館広場	浜益区実田 129-2	
71	御料地会館広場	浜益区御料地 554-3	
72	毘砂別生活館広場	浜益区毘砂別 35-4	
73	送毛会館広場	浜益区送毛 37-3	
74	旧濃昼小中学校グラウンド	浜益区濃昼 58-2	

# 災害時要援護者支援マニュアル

## 沿革

平成16年4月 作成

平成18年4月 修正

平成19年7月 修正